奥州市監查委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、 同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月1日

奥州市監查委員 松 本 富二朗 奥州市監查委員 千 田 永 奥州市監查委員 中 澤 俊 明

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 平成29年11月1日、2日及び6日 本監査 平成29年11月10日

(2) 監査の対象とした部課等名

市民環境部

市民課、生活環境課、危機管理課及び各総合支所の市民環境課(国保係及び納税係を除く。)

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成29年度(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成28年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
市民課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認
	められた。
生活環境課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されて
	いたと認められた。
危機管理課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認
	められた。
江刺総合支所市民環境課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認
	められた。
前沢総合支所市民環境課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認
	められた。
胆沢総合支所市民環境課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認
	められた。
衣川総合支所市民環境課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認
	められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてそ

の都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

市民環境部生活環境課

契約事務において、見積書に不備があるものが3件、契約書添付の仕様書に記載不備があるものや契約条文に自動更新とする旨の記載があるなど契約書の内容に不備があるものが2件、業務報告書の数量の根拠が不明確なものや報告様式に誤りがあるなど完了確認に不備があるものが4件あるなど、適切さを欠く事務処理が見受けられたので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。